

航空自衛隊春日基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
物品番号	性質による分類	個別仕様書	
品名又は 件名	食器洗浄及び清掃作業 部外委託		仕 様 書 番 号
			西警司LPS-X00088
			承 認 令和6年3月4日
			作 成 令和6年3月4日
		作成部隊等名	基地業務群業務隊

## 1 総 則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊春日基地（以下「官側」という。）の北地区隊員食堂、北地区幹部食堂及び飛行場地区食堂において実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業等の委託について適用する。

### 1.2 履行場所

- a) 航空自衛隊春日基地北地区（福岡県春日市原町3丁目1-1）
- b) 飛行場地区（福岡市博多区大字東平尾小島1024）

### 1.3 作業の種類

- a) 食器、配食缶類の洗浄及び運搬格納
- b) 食堂及び食器洗浄区域の清掃

### 1.4 休日及び平日の定義

- a) 休日とは、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日をいう。
- b) 平日とは、前号に該当する休日以外の日及び官側の都合により休日を通常の日課に振り替えた日をいう。
- c) 年末年始休暇期間である12月29日から1月3日までの間を休日とする。

### 1.5 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- a) **契約担当官**  
食器洗浄及び清掃作業の部外委託に関わる契約を締結する者
- b) **検査官**  
契約担当官の任命を受けて、契約担当官補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に関わる契約履行の適否の検査を行う者
- c) **契約相手方**  
食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者
- d) **現場責任者**  
作業現場における一切の責任を有し、作業従事者等の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者
- e) **作業従事者**  
この役務に直接従事する者  
なお、現場責任者が作業従事者を兼ねることは可能

### 1.6 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業を行うものである。基地において、洗浄する食器・配食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間の変更をする場合があり、契約相手方は官側との調整により柔軟に対応するのものとする。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 作業の条件

#### 2.1.1 契約相手方の作業条件

契約相手方の作業条件は、次による。

- a) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、別紙第1「春日基地における食数予定及び作業に必要な従事者数（基準）」に基づき、作業従事者等を適切に配置するものとする。また、付随する作業で、毎日は実施しないが定期的（月1回）に実施するワックス作業については、別紙第2「春日基地における定期的に実施するワックス作業に必要な従事者数（基準）」に基づき、作業従事者を適切に配置するものとする。ただし、契約相手方の改善提案等により、別紙第1及び別紙第2に示す必要な従事者数以下の人数で作業を実施する場合については、作業従事者の配置と作業計画について官側に提示し、官側の事前の了承を得てから作業員を削減するものとする。
- b) 作業従事者等については、身元保証が確実なことを確認した上で配置するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。
- c) 契約相手方の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の契約期間中不足がないよう準備するものとする。
  - 1) 作業用被服類、食器洗浄及び食堂清掃等の作業に必要な消耗品
  - 2) 保健衛生用消耗品
  - 3) その他、官側が準備するもの以外全ての消耗品等
 別紙第3「年間を通じて食器洗浄作業及び清掃作業において必要となる消耗品のリスト（基準）」によるもののほか、契約相手方は、業務に必要と認める消耗品等を準備する。
- d) 器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
  - 1) 安全に万全を期す。
  - 2) 作業従事者等自らが器材等を使用して負傷した場合は契約相手方の責任と費用負担において処置をするものとする。
  - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。なお、施設及び器材などの維持、修理は原則として官側の負担とする。
  - e) 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに検査官に報告するとともに、契約相手方の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
  - f) 使用する施設及び器材等は、本業務以外に使用してはならない。

#### 2.1.2 作業従事者等の服務

作業従事者等の基地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

#### 2.1.3 作業従事者等の作業条件

作業従事者等の作業条件は、次によらない者とする。

- a) 成年被後見人又は被補佐人
- b) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの者
- c) 法令の規定による懲戒免職の处分を受け、当該处分の日から2年を経過していない者
- d) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- e) 現場責任者及び作業従事者等は、勤務時間中、所在を明確にする。

## 2.2 作業の内容

### 2.2.1 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業

- a) 喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤等を使用して洗浄（食器洗浄機に適

さない食器類（陶器製食器、食缶類）は洗剤等を使用し手洗いにより洗浄し、食器かご等に分類・整理して収納の上、食器消毒保管庫で乾燥・消毒する。乾燥終了後の食器かご等は指定の場所に格納及び配置する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫等の保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。

- b) 汚れが酷く落ちにくい食器は、つけ置き専用容器に集積し、予洗い又は漂白又置き洗いをする。
  - c) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した清掃器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。
  - d) 作業終了後、食器洗浄室を清掃する。
  - e) 事前に記載された運搬食の食数を確認し、指定の場所へ運搬食用の食器類及び箸、スプーン等を準備する。
  - f) 運搬食終了後、回収された食器類も食器洗浄機を使用し同様に洗浄・乾燥する。また配食缶は水槽、洗剤等を使用して洗浄し、指定の場所に格納する。
- G) 喫食時間中の食器類及び箸、スプーン等は都度補充する。

## 2.2.2 食堂(事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。)の清掃及びこれに付随する作業

- a) 喫食終了後、食卓、椅子、食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃とともに卓上等にお茶パック、ナプキン、楊枝、調味料及び嗜好品等を整理整頓し補充するその際、賞味期限切れや、消費期限切れのものが無いよう注意するものとする。なお補充する物品については官側が準備する。
- b) 喫食終了後、食堂の床、手洗い場（ジェットタオル及び鏡を含む。）ドア等を清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は、洗剤等を使用し水洗いし、手洗い用洗浄液及び消毒用アルコールを指定の容器に補充する。
- c) 食堂及び食器洗浄場に発生したごみ、残飯類を収集し、官側の指示する場所に運搬する。
- d) 隊員食堂の床は月1回のワックス掛けを行うものとする。
- e) 作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。

## 2.3 作業量

- 2.3.1 洗浄する食器・配食缶類の種類及び数量は、表1を基準とする。ただしメニューによっては、食器、配食缶類の種類及び数量に変動がある。

表1

作業区分 種類		北地区					
		1日当たりの平均予定数量					
		平日		休日	朝食	昼食	夕食
食器類	飯わん	185個	379個	214個		170個	104個
	汁わん	185個	379個	214個		170個	104個
	菜皿又は洋皿	185個	379個	214個		170個	104個
	小皿	185個	379個	214個		170個	104個
	小鉢	185個	379個	214個		170個	104個
	湯のみ	185個	379個	214個		170個	104個
	盆	185個	379個	214個		170個	104個
	はし類	370個	758個	214個		170個	104個
食缶類	食缶(飯用)			3個		1個	
	食缶(汁用)			3個		1個	
	食缶(菜用)			4個		2個	
注記		はし類は、ナイフ、フォーク、スプーン、デザートスプーンを含む。					

種類／作業区分		飛行場地区		
		朝食	昼食	夕食
食器類	飯わん		120個	
	汁わん		120個	
	菜皿又は洋皿		120個	
	小皿		120個	
	小鉢		120個	
	湯のみ		120個	
	盆		120個	
	はし類		240個	
注記		はし類は、ナイフ、フォーク、スプーン、デザートスプーンを含む。		

2.3.2 各食後に清掃する食堂（WAX清掃を含む）の面積及び食卓・椅子などの数量は表2を基準とする。

表2

区分		北地区		飛行場地区
		平日	休日	平日
隊員食堂	面積	453.15 m <sup>2</sup>		453.15 m <sup>2</sup>
	WAX清掃	418.85 m <sup>2</sup>		
	食卓	41個		41個
	椅子	144個		11個
幹部食堂	面積	168.82 m <sup>2</sup>		
	食卓	17個		
	椅子	66個		
会食場	面積	77.81 m <sup>2</sup>		
	食卓	12個		
	椅子	24個		
食器洗浄場等		26.21 m <sup>2</sup>		26.21 m <sup>2</sup>
残飯置場		10.46 m <sup>2</sup>		10.46 m <sup>2</sup>

2.4 作業開始時刻及び終了時刻は、表3及び表4を基準とする。

表3

	区分	平日	休日
北地区	朝食	0900～1100	
	昼食	1100～1430	1100～1300
	夕食	1630～1830	1600～1800
飛行場地区		1000～1400	

表4

区分	開始時刻	終了時刻
食堂の床の汚れを落とし ワックス塗布、ポリッシ ヤ掛け	13時00分	17時00分

### 3 検査

a) 各食の作業及び付隨する作業が終了したときは、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか。 業務に必要な保健衛生用消耗品の準備状況、作業従事者等の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝・昼・夕各食の食器洗浄作業時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指示した要領に基づき、食器、配食缶等の洗浄・手入れを行ったか。 指示した数量の食器、食缶等を、時間内に洗浄したか。
朝・昼・夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指示した要領に基づき、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか。
食堂の床の汚れを落としワックス塗布しポリッシャー掛け	食堂の床の汚れ落としワックス塗布 ポリッシャー掛け 食卓、椅子の配置の原状回復の作業実施状況	官側の指示した要領に基づき、床の汚れを落とし、ワックスを塗布しポリッシャーを掛けているか。また、作業完了後の食卓、椅子の原状回復は確実に実施されているか。
その日の作業終了時	清掃器材・用具等の洗浄状況等	官側の指示した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。 器具等の員数は不足していなかったか。

- b) 食事時間終了までに水槽等に出された配食缶及び食器等については、各作業区分に示す終了時刻までに作業を終了させ、検査官の検査を受けるものとする。また、作業終了時刻以降に返納された運搬食等で使用した配食缶及び食器等については、次の作業区分（例：朝食の配食缶及び食器等の場合は昼食作業）で必ず洗浄し、検査官の検査を受けるものとする。
- c) 検査において不合格となった場合は、速やかに是正し、再検査を受けるものとする。
- d) 食器洗浄等作業検査表の例については別紙第4のとおり。
- e) 検査書の例については、別紙第5のとおり。

### 4 その他の指示

#### 4.1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は、次による。

- a) 契約相手方は、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に定める調理従事者の衛生管理に基づき、作業従事者等の衛生管理を行うものとする。

- b) 作業従事者等に関わる食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には契約相手方が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 契約相手方は、官側がマニュアル別紙に示す作業従事者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の、ノロウイルス等の感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)に基づくとともに、官側が食厨房内に立ち入らせることが適當と判断できるよう医師の証明、診断結果のわかるもの(診断書等)を提示、又は写しを提出させるものとし、必要な検査費用等(診断書の取得費用を含む。)は、契約相手方の負担によるものとする。

#### 4.2 提出書類

契約相手方が、官側に提出する書類は、表5のとおりとする。

表5一提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者等一覧	年1回	契約締結後、末日まで	提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者等菌検索結果	月1回以上	毎月末日まで (ただし、受託年度4月分は業務開始の末日まで)	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。 2 10月から3月にはノロウイルスの検査を含めること。 3 菌検索実施機関発行の結果を提出する。 4 作業従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者等勤務割振表 (勤務予定表)	月1回	翌月分を前月末日まで	1 契約年度4月分は業務開始前月の末日まで 2 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業従事者等勤務実績表	月1回	前月分を翌月10日まで	1 作業従事者等勤務実績表の様式については別紙第6を基準とする。 2 付随する作業に従事した勤務実績表の様式については別紙第7を基準とする。 3 契約年度3月分は最終作業完了後、同日中に速やかに官側に提出する。
作業完了届	月1回	当月分を翌月10日まで	

※提出時期に間に合わないことが予想された場合、契約相手方は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

#### 4.3 作業の完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式により行うものとする。

#### 4.4 基地への立ち入り等に関する事項

- a) 契約相手方及び作業従事者等は基地において災害派遣等の緊急事態が発した際、保全、出入り等について官側の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方及び作業従事者等は、施設の使用、火災予防、制限区域の立ち入り、車両の乗り入れについて、官側の指示に従うものとする。

#### 4.5

- a) 契約相手方は、作業従事者が契約目的及び業務の履行にそぐわないと官側が判断した時は、作業従事者を交代させるものとする。
- b) 官側が契約相手方の行う委託業務を不適当と認めた場合（再三の注意等に対し内容の改善がされない場合等）は、契約相手方に通知し、契約を解除することができる。
- c) 契約相手方及び作業従事者等は、業務上知り得た官側の秘密を第三者に漏らさないものとする。このことについては、委託業務期間満了後又は契約解除後においても同様とするものとする。

#### 4.6 仕様書に関する事項

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。





春日基地における定期的に実施する作業に必要な従事者数（基準）  
令和5年度における食堂等の床の汚れ落とし及びワックス掛け等作業に必要な従事者数の参考値

区分	作業員	
	※現場責任者を含む。 (人)	1人当たりの 作業時間 (時)
1 4月	3	4 H
2 5月	3	4 H
3 6月	3	4 H
4 7月	3	4 H
5 8月	3	4 H
6 9月	3	4 H
7 10月	3	4 H
8 11月	3	4 H
9 12月	3	4 H
10 1月	3	4 H
11 2月	3	4 H
12 3月	3	4 H

## 「年間を通じて食器洗浄作業及び清掃作業において必要となる消耗品のリスト(基準)」

No	使用区分	品名	備考
1	作業従事者等個人用	マスク	
2	作業従事者等個人用	個人用被服	帽子、ユニホーム、エプロン、履物等（白色を基準）
3	作業従事者等個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者等個人用	爪ブラシ	
5	食器洗浄用	スポンジたわし	
6	食器洗浄用	メラミンスポンジ	
7	食器洗浄用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	
8	食器洗浄用	クレンザー	
9	食器洗浄用	除菌漂白剤	
10	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄器用洗剤	
11	食器洗浄器具・卓上清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒、食卓、卓上品及び椅子消毒
12	卓上清掃用	タオル、布巾	
13	卓上清掃用	洗濯用洗剤	タオル、布巾用
14	食堂・食器洗浄室清掃用	ほうき、ちりとり	
15	食堂・食器洗浄室清掃用	デッキブラシ	
16	食堂・食器洗浄室清掃用	バケツ	
17	食堂・食器洗浄室清掃用	水切り	
18	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ	
19	食堂清掃用	掃除機	

## 食器洗浄等作業検査表（例）

No.	検査項目	検査結果					
		年	月	日	朝	昼	夕
1	作業開始時の実施態勢	作業に必要な作業従事者は確保されているか。	良	否	良	否	良
2	衛生管理	作業従事者の健康状態 作業従事者の個人用被服及び身だしなみは清潔か。 業務に必要な保健衛生用消耗品の準備状況	良	否	良	否	否
3	食器洗浄作業	食器、配食缶等は官側の指示した要領に従って洗浄されているか。 洗浄した食器、配食缶等に汚れはないか。 指定した数量の食器、配食缶等を時間内に洗浄したか。	良	否	良	否	良
4	清掃状況	洗浄後の食器は所定の場所に収納されているか。 洗浄室は清掃、整頓がなされているか。 喫食時間終了後の食堂の清掃状況及びテーブル、椅子等の整頓及び清掃状況 卓上品の整頓状況	良	否	良	否	良
5	定期的に実施する作業付随する作業	食堂の床は官側の指示した要領に従って清掃されているか。	良	否	良	否	否
6	清掃器具・用具等の洗浄状況	作業終了後の清掃器具・用具等の整頓状況 清掃器具・用具等は不足していないか。	良	否	良	否	良

検査書(例)  
(○年○月分)

作業日及び食事区分			検査		作業日及び食事区分			検査	
日	曜日	食事区分	合否	検査官 確 認	日	曜日	食事区分	合否	検査官 確 認
		朝					朝		
		昼					昼		
		夕					夕		
		朝					朝		
		昼					昼		
		夕					夕		
		朝					朝		
		昼					昼		
		夕					夕		
		朝					朝		
		昼					昼		
		夕					夕		
		朝					朝		
		昼					昼		
		夕					夕		
		朝					朝		
		昼					昼		
		夕					夕		
		朝					朝		
		昼					昼		
		夕					夕		
		朝					朝		
		昼					昼		
		夕					夕		

定期清掃 実施日	合 否	検査官 確 認

○月別勤務実績表(平成)

年月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
年月																															

○月別勤務実績表(平成)

年月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
年月																															

- 注：1 作業従事者が朝、昼、夕それぞれ実際に勤務した時間を実績として記録する。
- 2 記載要領は、実績表の該当する欄に作業従事者数を記載するものとする。
- 3 30分または1時間単位での記載とし、15分未満は0分、15分以上は30分で記載する。また、30分以上45分未満は、30分、45分以上1時間未満は1時間とし記載する。

